令和7年度 山形村保育施設入園案内

山形村子育て支援課



もくじ

山形村の保育施設・・・・ 2 2 保育園の入園手続き・・・ 4 ①保育の必要性の確認 ②必要書類の準備 ③入園申込み ④利用調整·入園決定 3 利用時間······ 17 4 Q&A····· 19 5 申請書類記載例 …… 22 6 就労証明書について・・・ 26 7 有効期間終了早見表・・・ 26 1. 山形村の保育施設

保育園とは・・

家庭で十分な保育ができない場合にお子さんを保育する施設です。 保護者の双方が入園の要件を満たしている必要があります。

施設名	定員	電話	開所	時間	 . 入園できる年齢
NEBX 12	人 員	电阳	月~金曜日	土曜日	
公立 山形保育園	280名	0263-98-2035	7:15~18:45	8:30~16:30	満6ヶ月~
認可私立 やまのこ保育園	50名	0263-98-5522	7:00~19:00	7:30~18:00	満2か月~

クラス年齢の基準は4月1日・・

令和7年4月1日時点の年齢でクラス分けをします。 年度途中で誕生日を迎えてもクラス年齢は変わりません。

クラス			生	年月日
5歳児クラス	年長	平成31年4月2日	~	令和 2年4月1日
4歳児クラス	年中	令和 2年4月2日	~	令和 3年4月1日
3歳児クラス	年少	令和 3年4月2日	~	令和 4年4月1日
2歳児クラス	1 216	令和 4年4月2日	~	令和 5年4月1日
I 歳児クラス	未満	令和 5年4月2日	~	令和 6年4月1日
0歳児クラス		令和 6年4月2日	~	



2. 保育園の入園手続き

①保育の必要性の確認



② 必要書類の準備



③ 入園申込み



③ 利用調整・入園の決定

①保育の必要性の確認

保護者の双方が下記いずれかの理由にあてはまる必要があります。

保育を必要とする理由

- ① 就労(月48時間以上働いている場合)
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障がい
- ④ 同居親族の介護・看護
- ⑤ 震災等の災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学(月48時間以上就学している場合)
- 8 虐待・DV
- 9 育休中の継続利用

① 就労

条件

家庭内外で児童と離れて、家事以外の労働をして<mark>いること</mark> (最低 | か月に計48時間以上の勤務をしていること)

※会社勤務、自営業、農業、フルタイム、パートタイム、夜間勤務、 テレワーク、内職など就労形態は問いません。 ただし、労働の対価の発生しない「手伝い」などは認められません。

必要書類

就労証明書(村指定の様式で、勤務する会社等が作成したもの)

※保護者自身の証明(自営業、農業など)や家族従事者等の場合、他に 確定申告書等の添付書類が必要です。

② 妊娠・出産

条 件

母親が妊娠中であるか、出産後間もないこと

期間

3歳未満:産前3ヶ月から産後 6ヶ月 3歳以上:産前3ヶ月から産後12ヶ月

必要書類

母子健康手帳のコピー(表紙と出産予定日記載欄)



- ③ 保護者の疾病・障がい
- 条件

保護者の方が疾病・負傷の状態にあるか、精神・身体の障がい をお持ちであること

必要書類

- ① 障害者手帳、療育手帳のコピー
- ② 医師による診断書(村様式)
- ※①の手帳をお持ちの方は、手帳のコピーと②の診断書が必要です。 手帳をお持ちでない方は②の診断書(村様式)を添付してください。

④ 同居親族の介護・看護

条件

同居または長期入院している親族の介護・看護をしていること

必要書類

- ① 介(看)護を受ける方の障害者手帳(I・2級)や療育手帳の コピー又は医師による診断書(村様式)
- ② 介護・看護状況申告書(村様式) ※両方<mark>必要です</mark>

⑤ 震災等の災害復旧

条 件 地震、火災、風水害等に遭い、その復旧にあたっていること

必要書類り災照明書

⑥ 求職活動

条件 求職活動を継続的に行っていること(自営業の起業準備を含む)

期間 3ヶ月間 (年度内に同じ理由による申請はできません)

必要書類 求職に関する申立書(村様式)

⑦就学

条 件 大学、専門学校等に在学 または 職業訓練校に通っていること (最低 | か月に計48時間以上の就学であること)

必要書類 ① 在学証明書

② カリキュラムなど (日数及び時間がわかるもの) ※両方必要です

⑧ 虐待・DV

条件 虐待やDVが行われている または そのおそれ<mark>があること</mark>

※子育て支援課へご相談ください。

必要書類 不要

⑨ 育児休業中の継続利用 (年少児以上)

条件 育児休業に入る際に、すでに保育園を利用しているお子さんが

いて、年少児以上のクラスに継続して入園する場合

必要書類 就労証明書

※村様式で勤務先の会社等が作成し、休業期間の記載のあるもの

その他: 特別利用保育(1号認定)

保育の必要性はないが、付近に幼稚園等がない場合などに一定の条件で保育園の利用ができる制度です。ただし、園の認可定員及びクラス定員に余裕がない場合は実施しません。

対 象 年少児以上

利用実施園 山形保育園

保育時間等 8時30分~16時30分

※延長保育や土曜日及び夏季、年度末等の希望保育の利用はできません。

①保育の必要性の確認



② 必要書類の準備



③ 入園申込み



③利用調整・入園の決定

② 必要書類について

●必須書類(書類内容に不備があった場合は受付できません)

	必要書類	提出部数
1	支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書	お子さん 人につき 部
2	保育の必要性を証明するもの ※7~10ページを確認し、必要となる書類を準備してください	保護者(父・母)とも 部 ※ 号認定のお子さんは不要です。
3	発達状況調査票	お子さん 人につき 部
4	教育・保育給付及び施設等給付認定等に係る 個人番号提供書	お子さん 人につき 部 ※5番と一緒に専用の封筒で提出。
5	申請者(代表保護者)のマイナンバーカードまたは個人番号 のわかる書類と身元確認書類(運転免許証等)のコピー	申請者(代表保護者)以外のご家族の 確認書類の添付は必要ありません。

	該当事項	必要書類
ı	同居の親族に障がい者(児)がいる	障害者手帳等のコピー
2	離婚調停中で保護者の「保育の必要性の証明」が提出できない	調停証明書等のコピー
3	ひとり親世帯(離婚成立または未婚、死別)	保護者とお子さんの保険証のコピー
4	申込時にまだ生まれていないお子さんの入園申込みをする場合	母子手帳のコピー(表紙・予定日)

①保育の必要性の確認



② 必要書類の準備



③ 入園申込み



③利用調整・入園の決定

③ 入園申込受付

対象者

村内の保育園に、令和7年度中の入園を希望する方 ※転入予定の方含む

申込期間/受付窓口

月 日:令和6年10月23日(水)~令和6年11月28日(木)

時 間:午前8時30分~午後5時15分

場所:子育て支援課窓口(子育て支援センター内)

※期間中の郵送、ポスト投函も可能です。但し、書類に不備がある場合は受付期間中に修正手続きが 終了しないと受付できません。

ご注意ください

上記の期間に手続きができなかった場合は、次の日程で受付けます。ただし、<mark>上記期間</mark>中の申込者の利用調整が終了した後での調整となりますのでご注意ください。

【2次受付】 R7年 | 月 | 6日(木)~2月 | 4日(金)

- ※2次受付が最終受付になりますのでご注意ください。
- ※年度途中入園は、毎月15日(土日祝日の場合は直前の平日)を締め切りと して翌月1日付入園の受付を行います。

①保育の必要性の確認



② 必要書類の準備



③ 入園申込み



③ 利用調整・入園の決定

④ 利用調整・入園の決定

定員を超える申込みがあった場合、利用調整を行います。

利用調整とは?

○ 申込みいただいた内容等から保育の必要性を把握し、保育の必要性が 高い方から入園を決定する選考のことを言います。

利用調整は「指数」に基づいて行います

「基準指数」と「調整指数」の合計により指数を決定します。

○基準指数

入園の要件ごとに点数化したもの。父・母それぞれ該当する一つの点 数が付されます。

○調整指数

家庭の状況等を考慮して、該当する項目を加点・減点します。

利用調整の時期について

|次受付:令和6年|0月23日~||月28日に申請書を提出

→Ⅰ次受付終了後に利用調整を行います。

2次受付:令和7年1月 16日~2月14日に申請書を提出・・1次受付分の調整終了後

3. 保育時間について

保育時間

入園申込の内容に基づいて保育時間を決定します。

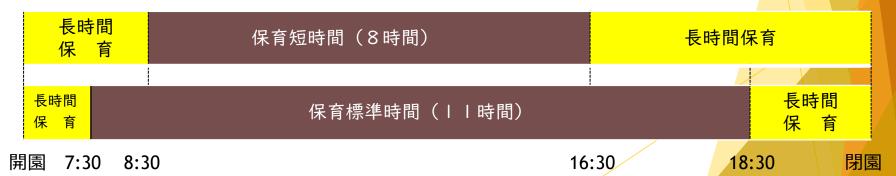
認定区分	保育時間	認定の条件
保育短時間	8:30~16:30 (8時間)	パートタイムなど月に48時間以上就労している場合など
保育標準時間	7:30~18:30 (1 時間)	両親ともにフルタイム就労の場合など ※就労証明書などにより、保育標準時間の利用が必要であることが 確認できる場合に限ります。

※仕事などのやむを得ない事由でお子さんを保育できない場合に限り、土曜保育を利用できます。

長時間保育(延長保育)

概要	利用方法
認定の保育時間以外の利用時間に行う保育のことをいいます。特別利用保育で入園しているお子さんの利用はできません。	入園申込の内容に基づいて利用を決定します。 入園後に利用を開始する場合や時間を変更する場合は、別途 園への申込が必要です。 ※就労証明書などにより、長時間保育が必要であることが確認できる 場合に限ります。

保育時間・長時間保育のイメージ



4. よくある質問Q&A

申込みに関すること

- QI. 年度途中からも入園できますか?
 - AI. 下記の場合入園が可能です。
 - ① 保育施設に空きがある。
 - ② 利用希望月の前月15日までに申込をした。
 - ③ 利用調整になった場合、保育の必要性が他の利用希望者より高かった。
- Q2. 現在山形村外に住んでいますが、村内へ転入する予定です。 申込はどの段階でできますか?
 - A2. | 次受付から申込可能です。ただし、入園希望月の | 日までに村内に住民票がない場合は、 入園決定が取り消されます。
- Q3. 育児休業中ですが子どもを入園させることはできますか?
 - A3. お子さんが3歳児以上の場合は、特別利用保育等での利用ができる場合がありますが、 未満児の場合は入園できません。
- Q4. 求職活動の要件で入園申込みを考えています。入園可能期間である3ヶ月の間に 就職出来なかった場合どうなりますか?
 - A4. お子さんが3歳児以上の場合は、特別利用保育で継続利用ができる場合がありますが、 未満児の場合は継続利用できないため退園となります。
- Q5. 親族の会社で手伝いしていますが、給料をもらっていません。入園申込みはできますか?
 - A5. 保育を必要とする理由である"就労"とは、賃金対価を伴う労働を言います。給料をもらっていないので保育を必要とする理由にはあてはまりません。お子さんが3歳児以上の場合は特別利用保育として申し込みは可能ですが、未満児の場合は申込できません。



入園の優先順位に関すること

- Q6. 育児休業明けの途中入園を考えていますが、4月当初入園の方が優先されますか?
 - A 6. 途中入園も | 次申請から申し込むことができます。入園時期に関わらず、保育を必要とする理由 等により利用調整が行われます。
- Q7.ひとり親世帯の場合、入園はしやすいですか?
 - A7.保育を必要とする理由がある場合のみ、優先度が上がります。
- Q8.パート勤務より常勤のほうが入園しやすいですか?
 - A8. 勤務形態ではなく、就労時間で判定させていただきます。
- Q9.上の子がすでに通園中で、来年4月から下の子の入園を考えています。 きょうだいで同時在園の場合は入園しやすいですか?
 - A9. 優先度は上がります。

その他よくある問い合わせ

- Q10. 現在妊娠・出産の要件で上の子が通園しています。要件の期間を経過した場合 どうなりますか?
 - A I O. お子さんが3歳児以上の場合は継続利用可能ですが、特別利用保育等への変更手続きが必要です。未満児は継続利用はできないため退園となります。
- Q I I. 就労の要件で入園していますが、入園後に仕事を退職してしまいました。この場合 引き続き通園できますか?
 - AII. お子さんが3歳児以上の場合は継続利用可能ですが、特別利用保育等への変<mark>更手続きが必要</mark>です。未満児は継続利用はできないため退園となります。

5. 申請書類の記載例

支給	認定申請書	(施設型給付費・	地域型保	·育給付費等)		受付	寸 印		保育の必要 (有保	農護者の労働又は疾病等の理	由により、保	育所等において	保育を希望す	る場合(2号・3号)		
兼	保育施設等	等利用申込書			申請書提出記入してくた			入力印	性の有無※ —	_	地域に利用可能な幼稚園等が	無く、やむを	えず保育所等を	利用する場合	(特別利用保	育) (1号)		
(あて:	先) 山形村長								※「有」を〇で	囲んだ	場合には、下記に記入して	ください。						
				令和6年 11月		-1/ -5 ++			保育の利用を	続柄	■ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・	Turt #	山形保育園でク ある場合に限り け。※3歳以上り	実施していま	成活動	助 口就学		
	保育料を納える義人となる	呆護者を		費等に係る支給認定? 課税情報(同一世帯者					必要とする	父	□虐待やDVのおそれ		, XU MX (X.L.)			,		
610	記入してく <i>†</i>	ささい)について	、特定教育・保育施	設等に対して	提示する	ことに同意	します。	理由	(☑就労 □妊娠・出産 □	□疾病・障が	い □介護等	□災害復旧	□求職活動	助 口就学		
	氏 名	(フリガチ) †	マガタ	タロウ	子	どもが入園	園中の園(該当	当者のみ)			□虐待やDVのおそれ	□その他(
	1 1		山形 太郎	俄					希望する利用	企工 日日	登園する時	間		お迎え	.の時間			
保護	者	山形村 381	l 7 ∄	番地 1 すくすく	タウン A-101						1 11 2	00 分			時 00 分	<i>r</i>		
、(納入義教	居住地	会和6年1日1	日住所(上記	と同じ場合は記入不要)	令和7年1月	1日住所()	- 記と同じ場合!	+記 λ 不悪)	希望する		□保育標準時間 (7時30							
		同上	山山が代土記	CIPJ 0-39 E1 & BE / (1-34)		1 11 11/1/11		& BL/(-1-5c)	保育必要				0 分まで)の利用		- 1- 7 IB A 12 +	- 11 -44-		
	連絡先	1			1	⊕ 00	0-0000-0000	n	(短時間/標準	時间)	※ただし、保護者の保育の利用を必要とする条件等により短時間に限定される場合があります。 上記利用時間を超える場合は、延長保育の申込が必要です。							
	- 年和九	建裕元 日七 00-0000		_ 000 0000 0000		R7.4.1 身体障害者手帳			長時間保証	·····································	☑利用する □利用し							
. E	- F 名 生年日日 `````` 性別 3 mm				障害有于被 手帳の有無	土曜保育	:	□利用する ■利用し	ない									
					16日 3	歳男	· 	_	4 家庭の状況	等			短時	間の場合は 8:	30~16:30			
		ヤマガタ 山 形	ハナコ 花子	(3 人きょう	だい) の(2 番	一 有	· (無)	30,200	,,	口71~り 親世帯 (児童は	標準の場合は7:30~18:30 が通 親世帯 (児童扶養手当受給 常保育です。その時間以上の保育						
	ID + × +1 + 7 +			(0)(C &)	720 / 0) (ш/		家庭の状況	兄	□在宅障害児(者)のいる		を希	望する場合は				
		朝間、施設(事業			> A T-	10 5 1				-	☑□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		N,					
· 木	利用を希望する 	期間 令		4 月 1 日 か	- 1		3 月 31		生活保護の適用 🖳 口有り(年 月 日 保護適用)									
	最長で就学時	までとし必要		第一希望		市室(いすれ 设名 やま	れかに○をして - の -	保育園	⑤ 児童の健康	状態								
	な期間を記入			山形 保育園	10 20	x右 やま h ⑦·ィ		休月图	=+ \/ -+ 7 + .	D. /=	☑ 健康である そ	の他(集団保育	の上で心配なこと	とがある場合なる	どに記入してく	ください)		
		理由	_	宅・職場から近い				,	該当するもの		□病弱である	()		
			イ、き。	ょうだいが通っている	6		て員を待つ		ください		口発達に心配がある							
			ウ、その	か他() 3 保育	育所等は希	望しない		,,,,,,		□食物アレルギーがある	(
_	世帯の状況 ※3			推別を除く)の場合も世		ください。												
区分	氏 名	子ど との総	-	生年月日	R5.4.1 現在年齢	性別	職業又は 学校名等	障がい	(以下は記入不要									
申	山形 太	郎 父	昭(平 0年 0月 01	в Δ	男	会社員		*山形村記載欄		R 다 고 조	==1	中紅来日		30点に八年			
請子	山形 花	代母	昭(平 O年 O月 OI	В Δ	女	パート		可 / 令和		限定の可否 年 月 日 認定		定証番号	i	認定区分等□2号□]3 号		
ど も				否 / 理由	•	十 刀 口 配化			□1号		」。 □標準							
以外	山形 次	(郎 弟	昭・	平令 0年 0月 0日	В Δ	男· 女	祖母が保育	f 🗆	1 / 41	•						- 12V-T-		
						1												
の			昭・3	平·令 年 月	日	男・女			課長	園長	保育主任 係長	担当		備考				
世帯				平· 会 年	団 関児がいる場合				課長	園長	保育主任 係長	担当		備考				

③ 保育の必要性・理由等

様式第1号 (第2条関係)

給付認定等に係る個人番号提供書

(あて先)山形村長

令和 6 年 | 1 月 | 日

教育・保育施設の利用申し込みにあたり、下記のとおり申請者及び同居世帯員の個人番号を提出します。

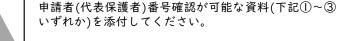
利用(希望)施設名	山形保育園
利用(申請)児童氏名	山形 花子 生年月日 平(◆) 3 年 8 月 16 日

□新規入園申請・・・世帯全員について記載 ※申請児童、生計を一にする別居の子どもを含む

□世帯の増員による変更届の提出・・・増員世帯分のみ記載

平成 28 年 | 月から「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(「番号法」)が施行され、保育園や認定こども園等を利用する際の提出書類に、マイナンバーの記載が義務付けられました。保育料・利用者負担額等を正しく算定するため、ご記入をお願いします。

ふりがな 申請者氏名(代表保護者)	申請児童 との続柄				個	人番-	号(マ	イナ	ンバ	-)			
やまがた たろう 山形 太郎	父	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
ふりがな 同居世帯員	申請児童 との続柄				個	人番-	号(マ	イナ	ンバ	-)			
やまがた はなこ 山形 花子	本人	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
やまがた はなよ 山形 花代	母	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4
やまがた いちろう 山形 一郎	兄	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6
やまがた じろう 山形 次郎	弟	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7
										: : : : : : : :			



- ①個人番号カード(写)※表面.裏面が必要です。
- ②通知カード(写)+本人確認資料
- ③個人番号記載された住民票 + 本人確認資料 ※氏名.住所等の記載情報が現況と相違ないものを提出してく ださい。

本人確認資料については下記をご確認ください。



申請者(代表保護者)以外の同居世帯員全員をご記入ください。利用(申請)児童と別居している保護者(単身赴任等)の記載も必要です。なお、本人確認のための書類の添付は不要です。

[本人確認資料について]

- ①下記の書類から I 点(顔写真付きのもの) 運転免許証、運転経歴証明、パスポート、身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳
- ②上記の添付が困難な場合は下記の書類から **2 点** 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手 当証書、母子健康手帳

本用紙と番号確認資料は「個人番号記載用紙封入封筒」に入れてご提出ください。※きょうだい分はまとめて提出可。

求職に関する申立書

介護・看護申告書

(あて先)山形村長

令和 6年 II月 2I日

住所 山形村 3817-1

申告者(保護者) 氏名 山形 花代

令和 6年 11月 1日

(あて先) 山形村長

<u>住所 山形村 3817 番地 1</u>

氏名 山形 花代

児童との続柄 (母

年度内に同じ理由での 認定はできません

私は、 必要とする状態であることを申し立ます。

なお、求職期間は3ヶ月とし、入園日から3ヶ月到達日までに就労を開始できない場合又は定められた期日までに「就労証明書」を提出出来ない場合は、退園となっても異議はありません。

1 求職活動の方法 (該当する記号にチェックをしてください。)	
☑ 公共職業安定所 (ハローワーク) に登録し、求職活動をする。 □ 民間の就職斡旋機関等に登録し、求職活動を	
□ その他 (具体的にお書きください。)_ 就職先が決定したら 就労証明書を提出 してください	
2 求職している職業 (例:事務、製造等) パート事務	

	利用(希望)施設名	児童名・生年月日	年齢 (当年度 4.1 現在)
	山形保育園	山形 花子	
	四万水石區	(平·令) 3 年 8 月 16 日生)	3 歳
Ī		0	
		(平·令 年 月 日生)	歳
		(平・令 年 月 日生)	歳

保育	施設等利用にあれ	たり、介	護・看護の状況について	下記のとおり申	告します。							
	介(看)護を	山形	松太郎		生年月日	T (S)	Η・Б	₹				
	受ける方	шлэ	TANAP			26	年	5	月	5	日	生
	介(看)護を	☑同居			児童との	父・母・	但3	€				
受	ける方の住所	□別居	,)	続柄	その他()
痄	病名・障害名	認知症				•						
	章がいの等級 要介護度等		保険・介護認定/要介護]精神障害者福祉 【 2 】要支援【		級 □療育	手帳		級)		
具	食事		□ ひとりでできる	✓	一部介助			全介	助			
体	衣服の着	脱	□ ひとりでできる	✓	一部介助			全介	助			
的	入浴		□ ひとりでできる		一部介助		✓	全介	助			
内	排泄		□ ひとりでできる		一部介助		V	全介	助			
容	移動		□ ひとりでできる	V	一部介助			全介	助			
			介護・看護を行ってい	る日数		週間あた	ij			6		日
介護・看護の 日数・時間			通院・通所に付き添う日数			Ⅰ週間あた	ij			2		日
			日のうち介護・看護	を行っている時	間	平均				6	B	詩間
病院または施設名			○○病院 △△ディサ	ーピスセンター	•							

病院または施設名			○○病院 △△テイザービスセンター							
1日/	日及び 週間の介護・看護の状況(具体的にご記入ください)									
	時間	月	火	水	木	金	土	日		
7	: 00 以前									
	7:00	起床着替え補助	起床着替え補助	起床着替え補助	起床着替え補助	起床着替え補助	起床着替え補助	同居家	族が	
	8:00	食事介助	食事介助	食事介助	食事介助	食事介助	食事介助	休みの	ため	
	9:00	↑	↑		†	↑		介護な	ř	
	10:00	通院付き添い		◆ 散歩付き添い	通院付き添い		↑ 散歩付き添い	1	į	
	11:00	↓	デイサービス	+	↓	デイサーピス	\			
	12:00	食事介助	利用	食事介助	食事介助	利用	食事介助			
	13:00									
	14:00									
	15:00		↓			ディサ・	- ピスや訪問看護	などを		
	16:00						ている場合はその			
	17:00	入浴介助		入浴介助	入浴介助	ж	記入してください	۰,		
	18:00							$\overline{}$		
	19:00	食事介助	食事介助	食事介助	食事介助	食事介助	食事介助			
	20:00									
	21:00									
:	22:00									
22	2:00 以降	就疼補助	就疼補助	就疼補助	就疼補助	就疼補助	就審補助			

利用(希望)施設名	山形 保育園			保	育園			保	育園	
児童氏名	山形 花子 H(R) 3年8月 16日生	H/R	年	月	日生	H/R	年	月	日生	

【令和7年度認定終了(就学前)早見表】

・・就労証明書について・・

就労証明書は社印等の押印が不要です。ただし、就労証明書または就労証明書に係る電子データを無断で作成し、または改変を行ったときは、就労先事業所の押印がなくても、有印私文書偽造罪等、刑法上の罪に問われる場合があります。

〇事業主(雇用主)が作成するものなので、保護者が作成した場合は無効です。(自営業主の方を除く)

○就労証明書の様式(Excelファイル)を、村ホームページ からダウンロードし、作成していただくよう、事業主 (雇用主)の方へご依頼ください。

4/1年齢	クラス	誕生年月日	認定終了		
5歳	年長児	H31.4.2~R2.4.1	R8.3.31		
4歳	年中児	R2.4.2~R3.4.I	R9.3.31		
3歳	年少児	R3.4.2~R4.4.I	R10.3.31		
2歳		R4.4.2~R5.4.I	RII.3.31		
l 歳	未満児	R5.4.2~R6.4.I	R12.3.31		
0歳	/1〜/1型 ノロ	R6.4.2~R7.4.I	R13.3.31		
∪际认		R7.4.2~	R14.3.31		

お問合せ先

- ○保育施設入所、申請受付について・・
 - ◇子育て支援課 子育て支援係 (子育て支援センター内) 0263-98-5600
- ○保育料について・・
 - ◇子育て支援課 保育園係 (山形保育園内)0263-98-2035